



王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 未来ちゃん

未来ちゃん情報局

お知らせ

◆ 保険環境課 生活環境係

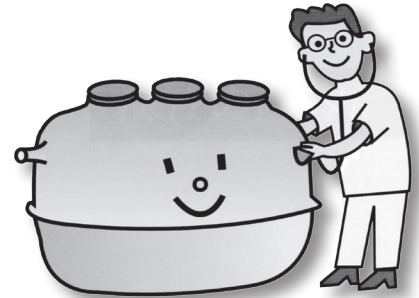
浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽は「生き物」です！

浄化槽は、微生物の働きで、汚水を処理する施設であり、私たちに快適な生活をもたらします。しかし、正しく使わないと、河川や海などを汚す原因となり、悪臭の原因にもなります。

1. 浄化槽は正しく使しましょう！

- ①水は適量使しましょう。
- ②ブローアの電源は、切らないでください。
- ③天ぷら油や野菜くずなどは流さないでください。
- ④保守点検・清掃は定期的に受けましょう。



2. 法定検査を受けましょう！

浄化槽を新しく設置した場合は、使用開始の直前に第1回目の保守点検を受け、使用開始から3カ月を経過した日から5カ月の間に、本来の性能を有しているかどうかを確認するための法定検査の受検が義務付けられています。

また、すべての浄化槽には、定期的な保守点検や清掃に加え、浄化槽の保守点検や清掃などが適正に行われているかどうかを確認するための第三者機関（県知事の指定検査機関）による法定検査受検が年1回義務付けられています。（法定検査には、7条検査と11条検査があり、いずれも指定検査機関が行います。）

3. 出前講座を実施しています！

福岡県浄化槽協会では、浄化槽のことや法定検査制度などについて理解を深めていただくため、出前講座を実施しています。希望がありましたら協会へお問い合わせください。

4. 合併浄化槽へ転換しましょう！

くみ取り式トイレまたは「し尿」のみしか処理できない浄化槽を使用している家庭は、台所や洗濯、風呂などから出る「生活雑排水」および「し尿」を併せて処理できる環境にやさしい合併浄化槽へ転換しましょう。

5. 浄化槽設置には補助があります！

浄化槽設置にあたり、補助金を助成しています。詳しくは、役場保険環境課にお問い合わせください。

人槽	補助金額	設置の目安
5人槽	332,000円	建坪130㎡以下の住宅
7人槽	414,000円	建坪130㎡を超える住宅
10人槽	548,000円	二世帯住宅

問合せ先

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 ☎21・4975
 財団法人 福岡県浄化槽協会 ☎092・947・1800
 桂川町役場 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097